

緩衝法弱酸性次亜塩素酸 噴霧の安全性について

次亜塩素酸水溶液が、各種メディアにおいて「空間噴霧は安全ではない」などの誤報と風評が広がり、消費者の皆様におかれましては大変ご不安になられたかと存じます。

名称が似ている「次亜塩素酸ナトリウム」と「次亜塩素酸水溶液」が混同されてしまったことが誤解を招いた主な原因と思われます。次亜塩素酸水溶液と次亜塩素酸ナトリウムは、まったく成分の異なるものです。次亜塩素酸ナトリウムは「混ぜたら危険」と注意喚起のある塩素系消毒剤です。

厚労省では、この「次亜塩素酸ナトリウム」を薄めてテーブルやドアノブを消毒することを推奨しておりますが、手指消毒や空間噴霧をすることは人体に影響を及ぼすため絶対に使用してはいけません。

緩衝法弱酸性次亜塩素酸の専用噴霧器の販売を10年近くしておりますが、現在まで1件も事故の症例はございません。これまでも液剤の安全性や各種ウイルスや菌に対してのエビデンスを取得してきておりますが、このたび吸い込んだ際の毒性試験を追加にて実施致しました。

下記内容をご確認のうえ、安心してご使用なさっていただければと存じます。

●急性吸入毒性試験(全身暴露)

検査機関:薬物安全性試験センター

試験は実際の使用状況を想定し、

緩衝法弱酸性次亜塩素酸200ppmを2倍希釈(100ppm相当)にて実施。

「緩衝法弱酸性次亜塩素酸ミスト」実機を使用しての噴霧安全性試験。試験法:山下法

以上の結果より本試験条件下において、本被験物質に**急性吸入毒性は認められなかった。**



●空気中の塩素濃度

試験機関:北里環境科学センター

緩衝法弱酸性次亜塩素酸を用いて50ppm濃度で試験

空間中の塩素濃度:90分間噴霧し続けて、**基準値を大きく下回る0.05ppm以下**(検出限界)
(日本産業衛生学会及びEUリスク評価書で定める安全基準:0.5ppm以下)



●食品衛生法上の食品製造用水

検査機関:環境未来総合センター(厚生労働大臣登録水質検査機関)

水質検査試験を実施し、

食品衛生法「食品製造用水(旧:飲用適の水)」に適合することを確認。

